



平成 19 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 加ト吉
代表者名 取締役社長 金森 哲治
(コード番号 2873 東証 1 部・大証 1 部)
問合せ先
責任者役職氏名 取締役専務執行役員
管理統括本部長
氏 名 島田 稔
(TEL.0875-56-1141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 28 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類について定款に規定すれば一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部又は全部の情報を株主に提供したものとみなされますので、安価で十分な情報を掲載する方法として、第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙の通りです。なお、上記の新設に伴い、現行定款第 17 条以降の条数を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生予定日 平成 19 年 6 月 28 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (新 設)</p> <p>第17条～第39条 (記載省略)</p>	<p>第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第18条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上